○香春町地域活性化推進補助金交付要綱

令和６年３月２１日

要綱第１４号

（趣旨）

第１条　この要綱は，地域の支え合いの形を支援し，住民がこれからも安心して地域で暮らし続けることができることを目的として，住民自身が行う地域の特性を活かした地域づくり活動に対して，予算の範囲内において，補助金を交付するものとし，その交付に関しては，香春町補助金交付規則（平成１０年香春町規則第１２号。以下「規則」という。）に定めるものの他，必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は，前条の趣旨に沿つたものとし，次に掲げるいずれかの活動とする。

(1)　生活環境の整備，美観の維持に関する活動

(2)　安全・安心な地域づくりに関する活動

(3)　健康，福祉の充実に関する活動

(4)　文化活動，スポーツ振興に関する活動

(5)　地域の祭り，伝統文化の保存・継承に関する活動

(6)　地域活性化のための研修・意識啓発に関する活動

(7)　その他この事業の趣旨に適合すると認められる活動

２　前項の規定にかかわらず，次の事業は補助対象事業としない。

(1)　営利目的及び政治的活動並びに神社仏閣等の宗教に関するもの

(2)　国，県又は他の団体の補助事業に該当し，その助成を受けたもの

(3)　本町の他の補助事業に該当するもの

（補助対象団体）

第３条　補助金の交付対象となる団体等（以下「補助対象団体」という。）は，町内に在住又は在勤する１８歳以上の者３名以上で構成された団体とする。

２　前項の規定にかかわらず，次に掲げる団体は補助金の交付対象としない。

(1)　政治活動及び宗教活動を目的とした団体

(2)　香春町暴力団排除条例（平成２２年香春町条例第２号）第２条の規定に該当する団体

(3)　その他町長が不適当と認める団体

（補助対象金額）

第４条　この補助金の額は，１団体あたり上限５万円／年とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする団体は，規則第４条に定める補助金等交付申請書に，次に掲げる書類を添えて，町長に提出しなければならない。

(1)　事業実施計画書（様式第１号）

(2)　事業収支予算書（様式第２号）

(3)　規約等団体の構成が分かるもの

(4)　その他町長が必要と認める書

（概算払）

第６条　町長は，補助金の額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

（実績報告）

第７条　補助金の交付を受けた団体は，当該年度の事業を完了したときは，規則第９条に定めるもののほか，次に掲げる書類を添付し，事業完了の１０日以内に町長に提出しなければならない。

(1)　事業の経過，成果を証する書類

(2)　事業経費収支計算書（様式第３号）

(3)　領収書等支出根拠書類

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，町長が別に定める。

附　則

この要綱は，令和６年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

年度　香春町地域活性化推進補助金　事業実施計画書

１　事業（活動）区分・主体

| | |
|---|---|
| 交付事業の区分 | |
| 組織の名称 | |
| 事務所所在地<br>（電話番号） | |
| 代表者氏名 | |
| 結成年月日 | |

２　事業（活動）の概要

| | |
|---|---|
| 実施日（期間） | |
| 地域課題 | |
| 事業（活動）の目的 | |
| 事業（活動）概要 | |
| 期待される効果 | |

様式第２号（第５条関係）

年度　香春町地域活性化推進補助金　収支予算書

１収入の部

| 科目 | 予算額 | 摘要 |
|---|---|---|
| 補助金 | | |
| 自己資金 | | |
| 計 | | |

２支出の部

| 科目 | 予算額 | 摘要 |
|---|---|---|
| | | |
| 計 | | |

様式第３号（第７条関係）

年度　香春町地域活性化推進補助金　収支計算書

１収入の部

| 科目 | 金額 | 摘要 |
|---|---|---|
| 補助金 | | |
| 自己資金 | | |
| 計 | | |

２支出の部

| 科目 | 金額 | 摘要 |
|---|---|---|
| | | |
| 計 | | |

様式第１号（第５条関係）

様式第２号（第５条関係）

様式第３号（第７条関係）